

報告第2号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年4月21日提出

天理市長 並 河 健

専決第2号

専 決 処 分 書

令和7年11月20日午後2時20分頃天理市櫛本町1751番地の櫛本西部市営住宅  
で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談す  
ることについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例  
第25号）第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和8年3月24日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 588,000円